

## 令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨に伴う

### 洪水警報・注意報の発表基準の暫定的な運用の廃止について

埼玉県全市町村の洪水警報・注意報の発表基準を、令和2年3月18日（水）13時から通常の基準に戻します。

埼玉県では、令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨により、入間川流域洪水予報で氾濫発生情報を発表するなど、県内の多くの河川に極めて大きな影響がありました。これに伴い、令和元年10月18日より洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を暫定的に引き下げて運用してきました。

今般、台風による被害の程度やその後の大雨での被害の発生状況、復旧状況を調査した結果、埼玉県全市町村の暫定基準を廃止し、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を通常基準に戻すこととしました。

なお、注意警戒には引き続き「洪水警報の危険度分布」を適宜ご活用ください。

#### 記

- 1 暫定基準を廃止する日時  
令和2年3月18日（水）13時
- 2 暫定基準を廃止して通常の基準に戻す市町村  
埼玉県内の全市町村

問合せ先：熊谷地方気象台 担当 林・森野  
電話：048-521-5858 FAX：048-521-7933